

正当な理由の範囲⑤「理由書」に係るQ&A

Q1 「理由書」と名称が変わったが、平成27年度前期までに従前の「アンケート」を徴取している利用者については、改めて「理由書」を記入してもらう必要はあるのか。

A 必要ありません。提出済みの「アンケート」については、「理由書」と読み替えて使用してください。（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用者のみ）
ただし、平成27年9月1日以降については、必ず「理由書」を使用してください。

Q2 単独様式と複数様式があるが、どちらを使用してもいいのか。

A どちらを使用してもかまいません。

Q3 複数様式に記入してもらった後、サービスが追加になった。複数様式に余白があるが、余白にサービスを追加してもいいか。

A 不可。別に理由書を記入し提出してもらう必要があります。必ず、事業所利用開始年月より理由書記載年月日が後の日付になります。

Q4 「理由書」については、期間中に居宅介護支援事業所を変更した方や亡くなった方も対象となるのか。

A 「理由書」の対象者は判定期間中に紹介率最高法人を利用した全ての利用者が対象であり、途中で事業所を変更した方や要支援になった方も含まれます。
ただし、亡くなった方は除かれます。

Q5 過去に一度「理由書」を徴取した利用者についても、改めて「理由書」の徴取が必要なのか。

A 特定事業所集中減算の書類提出の度に「理由書」を徴取する必要はありません。また、平成27年度前期までの取扱いで既に「アンケート」を徴取している利用者においては、改めて「理由書」を徴取する必要はありません。

Q6 代理人が記入する場合、介護支援専門員でもいいか。

A 当該調査は居宅介護支援事業所の減算にかかわる調査であることから、当事者である居宅介護支援事業所の職員である介護支援専門員は代理人としては認められません。本人が記載できない場合は、本人の意向を踏まえたうえで、家族や身内が代理人として記載すること。なお、独居等で身寄りがない場合は、家族や身内以外の第3者が本人から聞き取りのうえ記入してください。

Q7 その他特に注意すべき点はありますか。

- A
- ・代理人記載の場合は必ず「利用者と代理人の間柄」を記載してもらうこと。
 - ・必ず利用者氏名を記載してもらうこと。また、選択肢のうち1つ以上に必ず○をつけてもらうこと。選択肢に○がついていない理由書は無効とします。

- ・ 選択肢1と2を同時に選ぶ等、内容が矛盾するような回答にならないよう「理由書」徴取の際は利用者に内容を十分ご説明ください。
- ・ 選択肢を追加する等の「理由書」の基本的な書式を変更しないこと。

Q8 「理由書」を市に提出する必要はありますか。

- A 必要ありません。事業所で適切に保存してください（判定期間後の算定期間が完結してから5年間）。
- 紹介率最高法人の占める割合が80%を超えたサービスは、理由書の内容を転記した「理由書提出一覧表」を提出してください。

Q9 一人の利用者に対して同一法人の複数事業所（同一サービス）を提供するように計画された場合、「理由書」は、法人ごとに記載すればいいか。

- A 「理由書」は事業所ごとに記載が必要です。ただし、「理由書提出一覧表」は、利用者ごとに「理由書」の内容を合わせて記載し、適否を判断してください。

正当な理由の範囲⑤「理由書提出一覧表」に係るQ&A

Q1 「理由書提出一覧表」に記載する利用者の順番はありますか。

A 順番はありません。

「利用者名」には判定期間中の全ての利用者（亡くなった方を含む）をフルネームで記載してください。

Q2 理由書については、亡くなった方からの提出は不要であるとのことだが、「理由書提出一覧表」には、記載する必要があるのか。

A 必要です。

判定期間中に亡くなられた方は、契約日欄に「死亡」と記載してください。

Q3 利用者自身が理由書を記入されたため代理人はいないが、「代理人の間柄」の欄には、どのように記載すればいいか。

A 代理人が不在の場合は、「—」を記載してください。

Q4 適否の判断に疑義がある場合はどうすればいいか。

A 質問票に理由書を添付しFAXで送付ください。内容を確認し回答します。

Q5 「適否」の「適」の割合がいくつであれば、正当な理由と判断されますか。

A まず、理由書対象者に対する理由書提出者の割合が90%以上である必要があります。その上で、理由書が提出された数に対する「適」の割合が90%以上の場合、正当な理由があると判断します。

Q6 理由書の提出があったすべてのサービスについて「理由書提出一覧表」を提出する必要がありますか。

A 必要ありません。紹介率最高法人の占める割合が80%を超えており、かつ、正当な理由の⑤に該当する場合に添付してください。

Q7 その他特に注意すべき点はありますか。

A ・「理由書提出一覧表」に「理由書」を添付する必要はありませんが、実地指導時に確認を行います。また、書面審査として、「理由書」の提出を求める場合がありますので、必ず事業所で判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存してください。

・支援経過記録等にサービスを選択した際の記録を残しておくようお願いします。

Q 8 契約日とは、サービス事業所と利用者との契約日を記載するのか。

A 居宅介護支援事業所と利用者との契約日を記載してください。

Q 9 同一法人の複数事業所を位置づけた場合は、事業所名には、どのように記載すればいいか。

A 欄を工夫して、いずれの事業所も記載してください。